

## 令和4年度助成事業における変更点について

令和4年度の助成事業について、次のとおり変更します。

令和4年度に限って変更する事業と、恒久的に変更する事業がありますので、ご留意願います。

### 1. 環境対策関係

○ エコタイヤ導入促進助成〔令和4年度時限措置〕

新たに購入したエコタイヤ及び再生タイヤ1本当たりの定額と保有車両数に応じた助成限度額を増額します。

1本当たり定額 2,000円→4,000円

保有車両数	助成限度額	
	現行の上限	増額後の上限
50台未満	10万円	20万円
50台以上100台未満	15万円	30万円
100台以上	20万円	40万円

### 2. 事故防止対策関係

○ 運転者適性診断受診料助成〔恒久措置〕

一般診断の受診料額2,400円の全額を助成し自己負担額0円とします。

○ 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成〔恒久措置〕

助成対象となる免許取得者について、「免許取得後1年以内に退職しないことに同意した者に限る。」という条件及び助成金返還規定を廃止します。

### 3. 中小企業振興対策関係

○ 信用保証料助成〔令和4年度時限措置〕

金融機関から融資を受けやすくするため、広島県信用保証協会の保証を得る場合の信用保証料に対する助成限度額を拡充します。

(内容) 信用保証料総額の1/2を助成〔現行規定〕 その助成限度額について

10万円→20万円 (セーフティーネットは20万円→40万円) に拡大する